

(様式2)

処分基準 (不利益処分関係)

(新設)

	担当課	農産園芸課	検索番号	
法令名	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律	根拠条項	20-3、22-3	
不利益処分	実施計画の認定の取消			
(根拠規定)				
○環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律				
・第20条第3項				
都道府県知事は、前条第1項の認定を受けた農林漁業者が当該認定に係る環境負荷低減事業活動実施計画に従って環境負荷低減事業活動を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。				
・第22条第3項				
都道府県知事は、前条第1項の認定を受けた農林漁業者が当該認定に係る環境負荷低減事業活動実施計画に従って特定環境負荷低減事業活動を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。				
(処分基準)				
○愛媛県環境負荷低減事業活動実施計画認定実施要領の制定について(令和5年3月15日付け愛媛県農林水産部長通知) 認定実施要領第7の1、2				
1 知事は、認定を受けた実施計画(第5の規定による変更の認定または第6の規定による変更の届出があった時は、その変更後のもの)に従って環境負荷低減事業活動または特定環境負荷低減事業活動を行っていないと認められる場合には、法第20条第3項または第22条第3項の規定により、当該実施計画の認定を取り消すことができる。				
2 知事は、前項のほか、認定時において申請者からの詐術その他により認定要件を満たしていなかったこと等の瑕疵が後ほど明らかになった場合には、必要に応じ、認定を取り消すことができる。				
(その他)				